

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇告 示 結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
労務管理実態調査実施要綱
土地改良事業の工事の完了(六件)
国有財産の用途廃止
都市計画の変更に係る案の縦覧
- ◇公 告 昭和四十八年度後期技能検定の実施
- ◇雑 報 一時保護を加えた児童の所持していたもの

告 示

鳥取県告示第六百九十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基つき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十八年九月五日	庄司医院分院	鳥取市湖山町下外浜 一、三〇七の四
昭和四十八年九月一日	井田内科医院	境港市小篠津町八九八

鳥取県告示第六百九十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基つき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十八年八月二十九日	中井医院	東伯郡東伯町八橋

鳥取県告示第六百九十二号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基つき、労務管理実態調査を次の実施要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

労務管理実態調査実施要綱

一 調査の目的

この調査は、県内民間企業の労務管理の実態を把握し、労使関係の参考資料として提供し、合理的な労務管理及び労使関係の安定に資することを目的とする。

二 調査の時点

この調査は、毎年九月三十日現在によつて行なう。

三 調査の対象

- (一) 地域 鳥取県全域とする。
- (二) 産業 建設業、製造業、卸売・小売業、金融保険業、運輸通信業及びサービス業とする。
- (三) 事業所 十人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから一定の方法で抽出した五百事業所とする。

四 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- (一) 労働条件（休日、週休制、定年制、労働時間及び福祉施設）
- (二) 平均賃金
- (三) 学歴別及び年齢別平均賃金
- (四) 初任給
- (五) 役付手当
- (六) 一時金

五 調査の方法

(一) この調査は、対象事業所の事業主に調査票を配付して行なう自計申

告調査の方法によつて実施する。

(二) 調査実施期間は、毎年十月一日から十月三十一日までとする。

六 結果の公表

集計完了後結果報告書をもつて公表する。

鳥取県告示第六百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事完了年月日
白浜地区農道整備事業	昭和四十八年三月二十五日

鳥取県告示第六百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 久古地区農道整備事業 大原地区農業用排水事業	工事完了年月日 昭和四十八年三月二十三日 昭和四十八年三月二十三日
--	---

鳥取県告示第六百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、中山町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 萩原地区開拓道路補修事業 報国地区農道舗装事業	工事完了年月日 昭和四十七年十二月六日 昭和四十八年三月二十五日
---	--

鳥取県告示第六百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 久藏地区農道整備事業 赤谷地区農道整備事業	工事完了年月日 昭和四十八年三月二十五日 昭和四十八年三月十四日
---------------------------------------	--

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、米子市南部土地改良区理事長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 成実尚徳地区ほ場整備事業	工事完了年月日 昭和四十六年三月二十五日
---------------------------	-------------------------

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称 佐川地区農業用排水事業	工事完了年月日 昭和四十八年二月二十八日
--------------------------	-------------------------

鳥取県告示第六百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年九月二十二日から用途廃止した。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
西伯郡西伯町大字福成字サイの埵九一六番地先から同町大字福成字サイの埵九一四番七地先まで	一二五・八九	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字サイの埵九二一番一地从先から同町大字福成字サイの埵九一四番七地先まで	六八・一四	水路敷

鳥取県告示第七百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東伯都市計画公園を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域
第三・三・一号いなり公園

追加する部分

東伯町大字、浦安字正免及び字天神の上並びに大字三保字下井尻及び字東井尻

二 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡東伯町徳万五九一ノ二

東伯町役場

三 縦覧期間

昭和四十八年九月二十八日から昭和四十八年十月十二日まで

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和48年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。
昭和48年 9月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 実施する検定職種

板金、仕上げ、時計修理、電子機器組立て、縫製機械整備、製具製作、建築大工、木工機械調整、配管、鍛造、電気製図、婦人子供服製造、紳士服製造及び布はく縫製

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行なう。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及学科試験によって行なう。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和48年11月23日(木)から昭和49年2月24日(日)までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行なう。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行なう。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和48年11月19日(月)に鳥取県技能検定協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行なう。

検 定 職 種	実 施 期 日
板金、仕上げ、時計修理、鍛造、電子機器組立て、寝具製作、配管、木工機械調整、電気製図及び布はく縫製	昭和49年2月17日(日)
縫製機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及び建築大工	昭和49年2月24日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行なう。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市青葉町一丁目111 大佐古組ビル内
鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和48年10月8日(月)から昭和48年10月22日(月)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、25円切手をはったもの)を同封して行なうこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
板 金	4,000円
仕 上 げ	5,000円
時 計 修 理	5,000円
電 子 機 器 組 立 て	6,000円
寝 具 製 作	5,000円
木 工 機 械 調 整	4,000円
配 管	3,000円
電 気 製 図	3,000円
鍛 造	6,000円
布 は く 縫 製	4,000円
縫 製 機 械 整 備	4,000円
婦 人 子 供 服 製 造	5,000円
紳 士 服 製 造	5,000円
建 築 大 工	4,000円

学科試験の手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和49年3月28日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和49年4月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品につ

いて返還請求権を有する者は、昭和48年9月28日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和48年9月28日

鳥取県米子児童相談所長

金品の名称	種 数	数量	金 額	児童が金品を所持するにいたつた経緯
現 金	1,000円札	1枚	1,000円	
	10円硬貨	5枚	50円	
			計 1,050円	